



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年1月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき（仮称）中丸子I街区ツインタワー新築工事に係る事後調査報告書（供用時）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都港区赤坂六丁目5番11号 鹿島建設株式会社 専務執行役員 開発事業本部長 山口皓章
	指定開発行為の名称	（仮称）中丸子I街区ツインタワー新築工事
	指定開発行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）</li> <li>・高層建築物の新設（第1種行為）</li> <li>・住宅団地の新設（第1種行為）</li> <li>・大規模建築物の新設（第1種行為）</li> </ul>
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区中丸子字新宿耕地13-10 他 （区域面積：約28,490㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	住宅戸数：1,084戸、計画人口：3,356人、最高高さ：約160m 建築面積（合計）：約4,700㎡、延床面積：約133,500㎡
	環境影響評価の手続経過	<p>平成15年 6月17日 条例環境影響評価方法書公告</p> <p>平成15年10月15日 条例環境影響評価方法審査書公告</p> <p>平成16年 1月28日 条例環境影響評価準備書公告</p> <p>平成16年 5月 6日 条例環境影響評価見解書公告</p> <p>平成16年 9月24日 条例環境影響評価審査書公告</p> <p>平成16年10月15日 条例環境影響評価書公告</p> <p>平成18年 3月29日 事後調査報告書（工事中その1）公告</p> <p>平成21年 8月17日 事後調査報告書（工事中その2）公告</p>
事後調査の項目等	緑・電波障害・風害・地域交通	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<p>期間：平成24年1月24日（火）から 平成24年2月22日（水）まで</p> <p>土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所、高津区役所、宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。</p> <p>時間：午前8時30分から午後5時まで</p> <p>上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a></p>
	縦覧場所	幸区役所・幸区役所日吉出張所・中原区役所・高津区役所・高津区役所橋出張所・宮前区役所・宮前区役所向丘出張所・多摩区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。</li> <li>・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <p>【意見書の提出】</p> <p>提出期限：平成24年2月22日（水） （郵送の場合は、平成24年2月22日消印有効）</p> <p>提出先：川崎市環境局環境評価室</p> <p>意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。</p> <p>なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。</p>
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156